



26消安第6073号
平成27年3月6日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

生産海域における貝毒の監視及び管理措置について

二枚貝等は、その可食部に貝毒の蓄積が見られる場合があることから、食品としての安全性を確保する観点から、昭和53年6月以降、生産海域における貝毒の監視及び貝毒の発生時における出荷の自主規制に関する指導をお願いしてきたところです。この結果、我が国の沿岸海域では、毎年、貝毒の発生は確認されていますが、近年では、販売されている二枚貝等が原因となった食中毒事例は報告されていません。

一方、二枚貝等の貝毒については、科学的な知見が国際的に蓄積され、貝毒の主要な毒成分の基準が設定されるとともに、検査法についてもマウス試験法に代えて機器分析法の導入が進められています。このような中、今般、二枚貝等の食品に含まれる下痢性貝毒について、食品安全委員会による食品健康影響評価（リスク評価）の結果を踏まえて、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、下痢性貝毒の規制値の見直しが行われました。

以上を踏まえると、二枚貝等の生産段階における監視及び管理措置についても、新たな規制値に則した措置となるよう所要の見直しを行う必要があることから、今後の貝毒の監視及び管理措置については、下記のとおり行うこととしますので、確実なる実施及び貴管下関係者へ周知、指導方よろしくお願いいたします。

本通知は、ホタテガイにあっては平成27年3月6日より適用し、その他の貝類にあっては平成27年4月1日より適用します。

なお、本通知の制定に伴い、「ホタテガイ等の貝毒について」（昭和54年5月12日付け54水研第519号水産庁長官通知）、「ホタテガイの生産及び流通について」（昭和54年5月12日付け54水研第519号水産庁次長通知）、「貝類の毒化に係る監視体制の強化等について」（平成4年5月12日付け4-3622水産庁研究部長通知）は平成27年4月1日をもって廃止します。

記

1 貝毒の監視

(1) 監視の対象種

都道府県は、各生産海域におけるこれまでの貝毒の発生状況等を踏まえ、漁業、養殖業又は遊漁の対象となっている二枚貝、二枚貝捕食生物及び貝毒の原因プランクトンを捕食する二枚貝を除く生物（以下「二枚貝等」という。）の中から貝毒の監視の対象種を選定する。

(2) 監視を行う生産海域の設定

都道府県は、二枚貝等の貝毒の監視に当たって、あらかじめ、監視を行う生産海域を設定する。監視を行う生産海域の設定に当たっては、二枚貝等の生産状況、これまでの貝毒及びその原因となるプランクトンの発生状況、海流、水温等の海洋環境、行政区分、地域の実情等を勘案して海域を区分し設定する。なお、監視を行う生産海域を設定し、又は変更したときは、速やかに、その旨を農林水産省消費・安全局及び関係都道府県に連絡する。

(3) 貝毒の監視方法

都道府県は、監視を行う生産海域において、調査点を定め、貝毒が蓄積するおそれのある期間内には少なくとも週1回、二枚貝等の検査を行い毒量を測定し、監視を行う。当該検査の実施に当たっては、都道府県は、漁業協同組合等の漁業者団体、漁業者等と連携して実施することができる。

(4) 貝毒の検査方法及び試料

ア 麻痺性貝毒の検査方法は、「貝毒の検査法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）に定める方法又はそれと同等以上の方法とする。また、下痢性貝毒の検査方法は、「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知）の別添のⅢの2に定められた性能基準を満たす方法とする。

また、これらの方法のほか、貝毒の検査の迅速化及び効率化を図るため、規制値より確実に毒量の低い検体を判別できるスクリーニング法を使用することができる。

イ 貝毒検査の試料は、貝毒が蓄積する中腸腺等又は中腸腺等を含む可食部とする。中腸腺等を試料としてアの検査を実施する場合には、中腸腺等に含まれる毒量から中腸腺等を含む可食部に含まれる毒量を推定する。

2 貝毒の発生時における監視の強化及び出荷の自主規制

- (1) 1の監視の結果、二枚貝等における可食部の毒量（以下「可食部毒量」という。）が一定量（麻痺性貝毒については2 MU/g、下痢性貝毒については0.05 mg OA当量/kgを目安とする。）を超えた場合は、通常時の監視やその他の措置の実施状況を踏まえて、調査点数の増加、検査間隔の短縮等を行い監視を強化する。また、可食部毒量が一定量を超え、かつ、毒量が経時的に増加する傾向が見られた場合等には、都道府県は、必要に応じて、(2)の措置を実施するよう、関係団体及び関係漁業者等に対し周知する。
- (2) 1の監視の結果、可食部毒量が規制値（麻痺性貝毒については4 MU/g、下痢性貝毒については0.16 mg OA当量/kgとする。）を超えた場合には、都道府県は、関係団体及び関係漁業者等に対し、当該生産海域における二枚貝等の出荷の自主規制を要請する。また、当該生産海域において複数の種の二枚貝等が生産されている場合であって、種ごとに出荷の自主規制を行うときは、自主規制の対象としない種について貝毒検査を実施し、規制値以下であることを確認する。
- (3) 出荷の自主規制が行われている生産海域又は種に係る貝毒検査の結果、全ての検体の可食部毒量が規制値以下となり、かつ、当該検査の1週間後及び2週間後に実施される検査においても同様の結果が全ての検体から得られた場合は、当該生産海域又は種について二枚貝等の出荷を再開することができる。なお、これによらず出荷を再開しようとする場合は、当該二枚貝等の貝毒の蓄積や低下に関する科学的知見及び可食部毒量の検査の結果に基づき、規制値を超える二枚貝等が出荷されないよう十分注意する。
- (4) 都道府県は、(2)に基づく出荷の自主規制を要請したときは、速やかに、可食部毒量の検査結果を付して、その旨を農林水産省消費・安全局及び関係都道府県等に通知するとともに、遊漁者等が採捕した二枚貝等を摂食しないよう、当該自主規制の要請について広く周知する。
また、自主規制の要請を解除するときも同様とする。
- (5) 都道府県は、監視を行う生産海域以外の海域において、二枚貝等の貝毒の発生が報告された場合には、当該海域における貝毒の発生状況を調査

することとし、可食部毒量が規制値を超えたものについては、(2)、(3)及び(4)に準じて措置を講じるものとする。

3 貝毒が蓄積する有毒部位の除去等の処理

(1) 貝毒が中腸腺等に偏在する二枚貝等については、中腸腺等を含むむき身に係る毒量が規制値を超えるものであっても、中腸腺等の除去等の処理を適切に行い、処理後の可食部毒量が規制値以下となる場合は出荷することができる。

(2) 加工業者等は、(1)の処理を行った二枚貝等を出荷しようとする場合には、規制値を超える二枚貝等が流通することのないよう、生産、加工及び流通の実態に応じて、原料とする二枚貝等の確実な搬送及び処理、必要な検査の実施、交差汚染及び未処理品の流通の防止等を実施する。都道府県は、これらの実施に当たって、処理場等において十分な管理措置が講じられるよう指導等を行う。

4 貝毒に関する科学的知見の蓄積

都道府県は、貝毒の発生状況の変化に応じて管理措置を適切に見直せるよう、各生産海域の貝毒の監視を通じて、貝毒に関する科学的な知見を収集し蓄積するとともに、農林水産省消費・安全局及び関係都道府県との間で知見を共有する。

附 則

「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知）に基づき、当面の間の措置として「下痢性貝毒の検査について」（昭和56年5月19日付け環乳第37号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）により検査を実施する場合には、本通知の1の(4)のアの検査法、2の(1)及び(2)の毒量は、なお従前の例による。